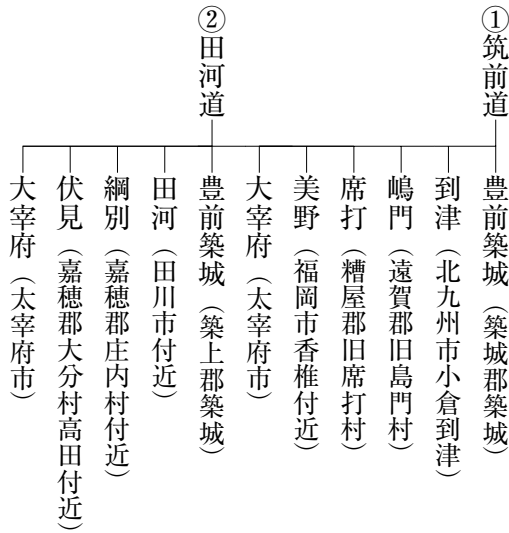


とあり、宇佐方面に行く道程が記されているが、社崎と多米、安覆の地は定かでない。豊前地方から西都大宰府に通じる官道は二とおりあり、その駅路等が分かっている。ここでは豊前築城を起点とし、便宜的に両道を、豊前から到津を経由して大宰府までを「筑前道」、豊前から田河經由大宰府までを「田河道」と呼び記すこととする。



これらの①官道は令に定められた大路であって、発端は山城国山崎から山陽道を経由して太宰府に入るいわゆる大宰府道にあたり、現在の国道三号線ルート(旧道)である。

また②は令の規定では小路に相当する。このルートは築城から航空自衛隊送信所北側の切り通しに向かって進み、皆見葉師

堂から祓川を渡って豊前国府南西部に至る。国府惣社地区から甲塚古墳の南切り通しをぬけ、八景山を過ぎて今川から天生田へ入る。そして、現行橋市西谷集落から勝山町上野集落に至り、仲哀峠を越え田河に到達する。なお大宰官道については町指定文化財の項で詳述する。官道筋には古くからの寺院が存在し、国府・郡衙はもちろんのこと、築城駅近くには椿市廃寺跡、田河駅には天台寺跡、伏見駅には大分廃寺跡が見られるように郡単位に寺院が存在する。令規定では小路にあたるけれども古くから銅生産・綿生産などを担うこのルートは、豊前国と大宰府を結び、開発された官道であったと考えられる。

最近の発掘調査において、古代の官道跡が発見される遺跡が多くなってきている。太宰府市前田遺跡、久留米市朝妻遺跡・同へボノ木遺跡等その他多数がある。

## 第二節 律令国家の変容

### 一 律令制と政治の変化

#### 変容の諸要因

律令国家の性格は大きく二つの意味を持って、**変容の諸要因** いると言われている。その一つは律令法が定める体制に基づいた国家運営と、もう一つは貴族社会の緩さが武家社会政権を確立していく社会の変容である。

前者の場合、律令国家そのものは既に九世紀には解体の方向にあったと言っても過言ではない。その後、律令制機構によって人々を班田農民とし、庸調制を中心に租税制度が遂行され、巨大な中央集権国家が誕生した。本来国家に入るべき財源は、地方豪族やこれと結託する国司・貴族等に吸収され、農民の疲弊と国家財政の崩壊を促進することとなる。それに拍車をかけた要因の一つには、流通経済の展開に必要な錢貨の運用でもあった。貴族や寺院・国司など国家財政外にその富を求めて、土地を拡大し、富豪族による私営田開発等、地方勢力の発展を促したのである。つまり、画一的であるべき公民が分解し始め、「富豪之輩」とか「力田之輩」等と国家からもそのように把握され、律令的身分制が無実化していった。

したがって、これらの諸要因は律令制度の力を徐々になくし、延喜年間（九〇一～二三）以降は、律令国家体制が著しく変容していった。大陸では唐時代が衰退し、朝鮮でも新羅国から高句麗時代となる過渡期でもある。

### 新政治形態

平安朝の政治は、従来の律令制を継続しながら蔵人所と検非違使庁を新設することにあつた。蔵人所は弘仁元年（八一〇）に設置され、その長官には左大臣が任命されたが、実際は中・下級官吏の有力者（階級では五位、六位の蔵人）が選ばれて蔵人頭となった。内容的には、例えば天皇から出された詔を、諸国に伝達するまでの長い行政

的手続きをキャンセルし、天皇直轄の秘書的性格を持った機関である。

一方、検非違使庁は、左右衛門府の中に置かれた左右検非違使が発達したもので、京の中の非違を取り締まるために作成された、いわば特捜警視の役目である。当初は律令の定めによって実務を行っていたが、犯人逮捕を行うようになってからは刑部省に送らず、検非違使庁自ら犯罪の善悪に判断を下し、処刑を執行するようになった。この検非違使も弘仁年間に設置された。

この新たな令外の新設とともに、平安時代の政治で重要なのは「摂政関白」である。清和天皇のとき、太政大臣であった藤原良房に天皇権限の代行をさせてから、幼帝を臣下が摂政として補佐するようになり、天皇権限を代行するような慣行令をひいたのが始まりである。そして、摂政は天皇が元服すると同時に辞退するのが常であるが、光孝天皇のとき、前天皇の摂政であった藤原基経にその官職を代理させるよう勅が出された。

これが事実上関白の始まりであるという。この摂政関白政治は、藤原氏一族が宮廷で勢力を持ち、諸豪族を手中に治めていった時代ともいえる。摂政政治は律令制の延長上にあり、天皇をないがしろにしたのではなく、古来から引き継がれてきた権威に基づいて政治を司ったのであるが、藤原氏という天皇の代理者をたてることにより政治を行った点に、その特徴が見ら

れる。

この撰閔政治に対して、「院政」という政治形態が開始された。藤原氏の政治権力に対抗して、貴族層が発言権の意義・主張を表すようになったのである。つまりは政治に対する批判でもある。主として国司等を歴任し、経済力を持った中級貴族層が発言権を持つために、太上天皇に結束した機関とも言われている。応徳三年（一〇八六）白河天皇は讓位の後、院庁において政務を開始し、その実権は朝廷・撰閔家を凌ぐ勢いといわれ、白河・鳥羽・後白河天皇にいたる三代まで院政が継続した。そうして、これらの院政は後には武家社会と対立するようになる。

## 二 地域社会の変貌

変貌していく 律令国家体制が完成を見た八世紀前半、地方古代村落 でこの体制を支えていた村落は変容し始め、少しずつその体制は崩れていった。

地方の村落を管轄としていた郡司は、その権限を生かし、神社の祭りや秋の収穫時期の祝いに村民と酒を飲み、歌い、私邸に大きな倉や氏寺を建て、私的財産を増やしていったとされる。これを支えてきたのが一般の農民層であり、富豪層からの経済活動重圧から解放され、自立して初めて私的経営ができる体制が確立された。つまり、律令体制から成る撰閔期の農村を

はじめとして、徐々に荘園カラーを持つようになり、古代から中世への過渡期の村落形成が展開するのである。

**国司の変容と 郡司の動向** 九世紀後半ごろ、国司及び郡司等は新たな転換を迫られていた。

国司制度は律令制によって創出された典型的な官庁制度であり、平安時代になっても依然として存続したのであるが、内容的には律令の定めるところと違うものになっていった。例えば国司・郡司等は地方行政を司る職務を持っており、共にそれらを遂行してきたのであるが、平安初期ごろから先にも記したように富豪層の郡司が取りたてられ、権限を持つようになり、以前の伝統的豪族は姿を消すことになるのである。

国司の職務は籍帳によって農民を郷に編成し、班田制を施行し、租庸調を民衆に課して税を納めさせることを本務とした。彼らの仕事は多方面にあったが、職員令の規定では、大國で国司は六名（ほか史生三名）、下國では二名（ほか史生三名）で構成されている。これに対し郡は大郡で八名、上郡で六名であり、実際の地方行政は郡司に主導権があつて、国司はその職務遂行を総体的に扱う任務であつたと言える。平安時代に入ると律令制時の職務はほとんどしなくなり、農民の耕作している田地（百姓名を単位に税を課する）に賦課を課するようになる。そして、名目上は国司の支配する土地として課税が保たれていたが、実際は「名主」と呼ばれる地主がそれらの土地等を支